

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原告 前川 盛治 外274名

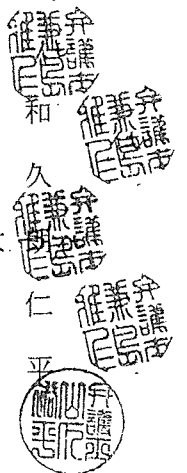
被告 沖縄県知事 外1名

被告準備書面(17)

平成25年1月28日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 崎 政
同訴訟復代理人弁護士	伊 東 幸太
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼 島 雅
同訴訟復代理人弁護士	山 下 裕



(原告準備書面(17)に対する認否・反論)

被告沖縄県知事は、原告準備書面(17)の主張に対し、被告沖縄市長準備書面(7)を援用する。

以上

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原告 前川 盛治 外274名

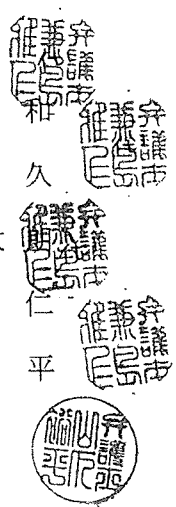
被告 沖縄県知事 外1名

被告準備書面(18)

平成25年1月28日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 崎 政 久
同訴訟復代理人弁護士	伊 東 幸 太
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼 島 雅 仁
同訴訟復代理人弁護士	山 下 裕 平



(原告準備書面(18)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(18)第1の1(各調査地点の被度変化)について争う。

工事着工は平成14年10月である(甲C56[2-28]注4)。

St.1において、平成14年度夏に被度は「+」になっているが、これは工事着工前の現象であり、海上工事の影響とは認められない。

2 同2(被度と台風、海上工事の相関関係)について争う。

St.5より工事現場から遠い対照区St.6の被度は、平成14年度夏

に30%、平成16年度夏に「+」となっており（甲C56〔2-29〕）、St.3と同様に低下傾向にある。

そして、平成16年度夏から平成18年度夏にかけて、St.3の被度は25%から「+」となり、St.5の被度は60%から40%となっており、同様の低下傾向を示している。

3 同3（事業者が評価基準の変更により被度減少の原因究明を怠ったこと）について

争う。

現在も「工事前の生育状況と比較して、生育被度が大きく低下せず、健全であること」が監視基準であり、監視基準の変更はなされていない。

4 同4（事業者の見解が根拠を欠くこと）について

争う。

事業者が行った工事による影響についての可能性の検討内容は、甲C59〔2-38〕(3)以下記載のとおりであり、砂面変動や底質の粒度組成調査だけで工事の影響の有無を判断しているわけではない。

5 同5（まとめ）について

争う。

原告は、海草藻場の被度減少は海上工事が原因であり、事業者の原因究明が不十分と主張するが、被告沖縄県知事準備書面(7)で主張したとおり、事業者は海草藻場の被度減の要因について考察しており、その内容が公有水面埋立法4条1項2号に違背するとは考えていない。

以上